国自旅第151号 平成21年9月29日 一部改正 平成22年1月25日

各 地 方 運 輸 局 長 殿沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)の施行に伴い、特定地域の指定基準及び特定地域における許可等に関する審査基準を別紙のとおり定めたので、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。)においては、その旨了知されるとともに、公示の手続き等所要の措置を講じられたい。

特に、特定地域の指定に係る地方公共団体からの要請に関する相談があった場合の対応や、特定地域における許可等の運用については、地域の特殊な事情等に配慮した検討が必要であることから、その事情等を十分に把握した上で、その都度必ず本省あて相談することとされたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び社団法人全国個人タ クシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。 特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について

I. 特定地域の指定等

1. 特定地域の指定

国土交通大臣は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する営業区域を特定地域として 指定するものとし、当該指定は告示により行うものとする。

- (1) 人口10万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに 該当するもの。
 - ① 日車実車キロ又は日車営収が、平成13年度と比較して減少していること。
 - ② 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
 - ③ 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。
- (2) 人口10万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。
 - ① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと。
 - ② (イ)から(ハ)までのいずれかに該当すること。
 - (イ) 日車実車キロ又は日車営収が、平成13年度と比較して10%以上下回っていること。
 - (D) 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
 - (ハ) 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。
 - ③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、 当該地域を指定することについて要請があったこと。

2. 指定期間等

- 1. の指定は、原則として毎年10月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。ただし、1. ②の指定は、原則として毎年4月1日を目途にも3年を超えない範囲で期間を定めて指定できるものとする。
- Ⅱ. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置を実施するに当たっての基本的な考え方等
 - 1. 基本的な考え方

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)、法施行規則及び本通達をはじめとする関係通達の運用に当たっては、「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について(平成19年11月20日付け国自旅第208号)」の特定特別監視地域制度の導入以降、それぞれの一般乗用旅客自動車運送事業者がこれまでに実施してきた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活

性化に資する取組み(需要喚起、労働条件の改善、減車等)を十分に考慮するもの とする。

2. 基準車両数

特定特別監視地域制度の導入以降、一般乗用旅客自動車運送事業者による様々な取組みが実施されていることを踏まえ、特定地域における処分その他特定地域における各種取組みの実施に係る基準となる車両数は、特定特別監視地域の指定時(継続して指定(準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を含む。)されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。)における営業区域ごとの当該事業者の一般の需要に応じることができるタクシー車両(以下「一般タクシー車両」という。)の合計数とする。ただし、当該営業区域において個別に講じている施策に基づき、地方運輸局長が特別な配慮が必要と認める場合には、地方運輸局長が別途公示する車両数とすることができるものとする。また、法の施行の際、特定特別監視地域に指定されていない営業区域が特定地域に指定された場合の当該特定地域における基準車両数は、特定地域の指定時における営業区域ごとの当該事業者の一般タクシー車両の合計数とする。

なお、「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の 実施について(平成22年1月25日付け国自旅第243号。以下「事業再構築特例通達」という。)」8. に基づき、認定事業者(以下「親会社」という。)が他の 一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「完全子会社」という。)を完全子会社化し、 当該完全子会社の一般乗用旅客自動車運送事業を廃業した場合にあっては、当該完 全子会社の基準車両数を当該親会社の基準車両数に加えるものとする。

- Ⅲ. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の申請に対する取扱い 以下に定めるところにより行うものとする。
 - 1. 法人タクシー・ハイヤーに係る新規許可等
 - (1) 処理方針

地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、特定地域における法人タクシー・ハイヤーに係る新規許可の申請(業務の範囲を限定(ハイヤーに係るものを除く。)する旨の条件を付された許可を受けようとする申請を除く。)に対しては、運輸開始後の一定期間における収支計画の提出を求めた上で、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に対する処理方針(平成13年8月29日付け国自旅第72号。以下「処理方針通達」という。)」の別紙に定める方針に適合することに加え、次に掲げる基準に適合するものに限り許可するものとする。ただし、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針(平成21年国土交通省告示第1036号。以下「基本方針」という。)の趣旨に照らし、特別な事情があると認めるものについては、この限りでない。

① 収支計画

提出された収支計画上の営業収入が、申請する営業区域で当該運輸開始後に

新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであること。

② 最低車両数

原則として、次に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数とする。

- (イ) 東京特別区又は政令指定都市を含む営業区域 40両
- ① 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域 30両
- (ハ) その他の営業区域 20両

(2) 適用開始時期

(1)の規定は、法施行日以降に処分をするものから適用する。

(3) 営業区域の拡大に係る事業計画変更認可への準用

(1)及び(2)の規定は、営業区域の拡大に係る事業計画の変更認可について準用する。この場合において、(1)中「新規許可の申請(業務の範囲を限定(ハイヤーに係るものを除く。)する旨の条件を付された許可を受けようとする申請を除く。)」とあるのは「営業区域拡大に係る事業計画変更認可の申請(業務の範囲を限定(ハイヤーに係るものを除く。)する旨の条件を付された認可を受けようとする申請を除く。)」と、「許可する」とあるのは「認可する」と読み替えるものとする。

(4) 限定解除への準用

(1)及び(2)の規定は、業務の範囲を限定する旨の条件を付された一般乗用旅客自動車運送事業者における当該条件の解除について準用する。この場合において、(1)中「新規許可の申請(業務の範囲を限定(ハイヤーに係るものを除く。)する旨の条件を付された許可を受けようとする申請を除く。)」とあるのは「限定解除の申請」と、「許可する」とあるのは「限定解除する」と読み替えるものとする。

2. 個人タクシーに係る新規許可

(1) 処理方針

地方運輸局長は、特定地域における個人タクシーに係る新規許可の申請に対しては、運輸開始後の一定期間における収支計画の提出を求めた上で、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請に対する処分に関する処理方針(平成13年9月12日付け国自旅第78号)」の別紙に定める方針に適合することに加え、提出された収支計画上の営業収入が、申請する営業区域で当該運輸開始後に新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであるものに限り許可するものとする。ただし、基本方針の趣旨に照らし、特別な事情があると認めるものについては、この限りでない。

(2) 適用開始時期等

(1)の規定は、法施行日以降に処分をするものから適用する。ただし、法施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例によるものとする。この場合

において、許可申請者に対する法令及び地理の試験の合格基準については、「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について(平成13年12月26日付け国自旅第127号)」で定める合格基準にかかわらず、法令試験及び地理試験ともに正解率95%以上とする。

3. 増車の認可

(1) 処理方針

地方運輸局長は、特定地域における営業区域内の増車(一般の需要に応じることができるタクシー・ハイヤー車両の合計数を増加させる事業計画の変更をいう。)の認可の申請に対しては、増車後の一定期間における収支計画等基準適合を証する書面の提出を求め、かつ、申請後に法令遵守状況の確認を行うための監査を実施した上で、処理方針通達の別紙に定める方針に適合することに加え、次に掲げる基準(ハイヤー車両の増車にあっては、①及び④に限る。)に適合するものに限り認可するものとする。ただし、基本方針の趣旨に照らし、特別な事情があると認めるものについては、この限りでない。

① 収支計画

提出された収支計画上の増車車両分の営業収入が、申請する営業区域で当該 増車実施後に新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであるこ と。

② 運転者の確保状況

一般タクシー車両に係る運転者の確保状況について、1両当たり1.5人以上であること。ただし、地域の標準的な運転者数など実情を踏まえて、地方運輸局長が当該地域における1両当たりの運転者数を公示した場合には、その人数以上であること。

③ 実働率

一般タクシー車両に係る実働率について、80%以上であること。ただし、 地域の標準的な実働率など実情を踏まえて、地方運輸局長が当該地域における 実働率を公示した場合には、その率以上であること。

4 法令遵守状况

申請後に監査を実施した結果、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分を受けなかったこと。

(2) 適用開始時期

(1)の規定は、法施行日以降に処分をするものから適用する。

(3) 福祉輸送自動車の取扱い

福祉輸送自動車の合計数を増加させる事業計画の変更の認可の申請に対しては、従前の事前届出書の様式の記載事項と同程度の内容が確認できることをもって、速やかに認可するものとする。

Ⅳ. 特定地域における減車実施事業者に対する監査の特例

減車により、営業区域ごとの一般タクシー車両の合計数が、Ⅱ. 2. の基準車両数を地方運輸局長が公示する基準(10%を目安として、地方運輸局長が地域の実情に照らして定めるもの)以上下回っている一般乗用旅客自動車運送事業者(Ⅲ. 1.(1)②による引き上げ前の最低車両数基準を下回っているものを除く。)については、「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成21年9月29日付け国自安第57号、国自旅第125号、国自整第51号)」の記1(2)億、(3)⑨及び(4)の規定にかかわらず、原則として、巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導の対象としないものとする。

なお、事業再構築特例通達に基づく休車による供給輸送力減少については、基準車両数からの減少として取り扱わないものとする。

附則

1. この通達は、法の施行日(平成21年10月1日)から施行する。

附則(平成22年1月25日付け国自旅第243号)

1. 改正後の通達は、平成22年1月25日から施行する。